

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金（県社協）：退職給付引当資産（県社協）と同額を引き当てている。

退職給付引当金（市社協）：退職給付引当資産（市社協）と同額を引き当てている。

賞与引当金：夏季賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成28年度より「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日 厚生労働省令第79号）により会計処理を行い、計算書類を作成している。

4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済

愛媛県民間社会福祉事業者退職共済

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人運営事業拠点（社会福祉事業）

法人運営事業

②地域福祉事業拠点（社会福祉事業）

補助事業 委託事業 共同募金事業 福祉ボラ基金運営事業 まごころ銀行事業 被災者見守り・相談支援事業

③介護事業拠点（社会福祉事業）

居宅介護支援事業 訪問介護事業 通所介護事業 訪問入浴介護事業

④指定管理運営事業拠点（公益事業）

総合福祉センター管理運営事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合 計	5,000,000	0	0	5,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
機械及び装置	805,640	112,116	693,524
車両運搬具	85,811,317	66,177,079	19,634,238
器具及び備品	24,988,549	21,639,638	3,348,911
合 計	111,605,506	87,928,833	23,676,673

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（法人運営事業）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金（県社協）：退職給付引当資産（県社協）と同額を引き当てている。

退職給付引当金（市社協）：退職給付引当資産（市社協）と同額を引き当てている。

賞与引当金：夏季賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

平成28年度より「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日 厚生労働省令第79号）により会計処理を行い、計算書類を作成している。

3. 採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済

愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営事業拠点の計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(10)）

法人運営事業拠点（社会福祉事業）

法人運営事業

(3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(11)）

法人運営事業拠点（社会福祉事業）

法人運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合 計	5,000,000	0	0	5,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車両運搬具	15,318,786	14,506,970	811,816
器具及び備品	12,599,978	12,593,560	6,418
合 計	27,918,764	27,100,530	818,234

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象
該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域福祉事業）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金（県社協）：退職給付引当資産（県社協）と同額を引き当てている。

賞与引当金：夏季賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

平成28年度より「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日 厚生労働省令第79号）により会計処理を行い、計算書類を作成している。

3. 採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済

愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点の計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(10)）

地域福祉事業拠点（社会福祉事業）

補助事業 委託事業 共同募金事業 福祉ボラ基金運営事業 まごころ銀行事業 被災者見守り・相談支援事業

(3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(11)）

地域福祉事業拠点（社会福祉事業）

補助事業 委託事業 共同募金事業 福祉ボラ基金運営事業 まごころ銀行事業 被災者見守り・相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車両運搬具	3,617,437	555,169	3,062,268
器具及び備品	6,511,349	3,223,798	3,287,551
合 計	10,128,786	3,778,967	6,349,819

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(介護事業)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却する。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金(県社協)：退職給付引当資産(県社協)と同額を引き当てている。

賞与引当金：夏季賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

平成28年度より「社会福祉法人会計基準」(平成28年3月31日 厚生労働省令第79号)により会計処理を行い、計算書類を作成している。

3. 採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済

愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 介護事業拠点の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

介護事業拠点(社会福祉事業)

居宅介護支援事業 訪問介護事業 通所介護事業 訪問入浴介護事業

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

介護事業拠点(社会福祉事業)

居宅介護支援事業 訪問介護事業 通所介護事業 訪問入浴介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
機械及び装置	805,640	112,116	693,524
車両運搬具	66,875,094	51,114,940	15,760,154
器具及び備品	5,177,222	5,122,281	54,941
合 計	72,857,956	56,349,337	16,508,619

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(指定管理運営事業)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却する。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金：夏季賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

平成28年度より「社会福祉法人会計基準」(平成28年3月31日 厚生労働省令第79号)により会計処理を行い、計算書類を作成している。

3. 採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済

愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済

※平成27年度は該当者なし。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 指定管理拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))

指定管理運営事業(公益事業)

総合福祉センター管理運営事業

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4(11))

指定管理運営事業(公益事業)

総合福祉センター管理運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	700,000	699,999	1
合 計	700,000	699,999	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし